# 令和7年度 倉敷市立 福田中学校 いじめ問題対策基本方針

#### 課 1.1 じ め に 関 す る 現 状 لح 題

全教職員がいじめは「いつ、どこでも、だれでも、だれにでも起こりえる」という認識で、日々の指導に取り組んでいる。また、積極的にいじめを認知するために生活ノートや年 3 回行う 学校生活に関するアンケート、教育相談などの結果をもとに聞き取りをし、情報を収集し、慎重かつ適切に対応にあたっている。 いじめにつながる可能性のあるトラブルは、1学期~2学 期にかけて起こりやすい傾向にある。被害生徒の心情を第一に考えて対応するとともに教員間で情報を共有し、「いじめの早期発見・早期解決」という方針で生徒に寄り添いながら組織的 に発見・解決に努めていきたい。1年生は主に2つの小学校から進学してくるため生徒同士で人間関係をつくるのに時間を要することがある。また、どの学年にでもSNS上でのトラブル (犯罪や生活リズムの崩壊)が起こっており、保護者と連携しながら対応していくと同時に、非行防止・薬物乱用教室も積極的に行うなど関係機関と連携しながら進めていく。

# いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・生徒一人ひとりの特性や人間関係、家庭環境など、多くの情報を集め、学校全体で共有し、共通理解を図る。
- ・いじめは絶対に許さないという毅然たる態度を教職員全員がもつとともに、生徒や保護者に示す。
- ・いじめの早期発見、早期解決に努めることにより、生徒・保護者から学校への信頼を得る。

〈重点となる取組〉

- ・生徒との信頼関係を築くとともに、表情や言動などの小さな変化やSOSサインを察知し、「いじめ見逃しゼロ」を目指して適切に対処していく。
- ・学校生活に関するアンケートや教育相談を実施することで、生徒の人間関係をつかみ改善に努める。また、教職員の研修を行い、資質向上を図る。

### 保護者・地域との連携

#### (連携の内容)

- ・PTA 総会や役員会で、いじめ対策基本方針 の説明を行い、学校と家庭と地域が協力して いじめ対策に取り組み、いじめの根絶を目指 すことを確認する。
- ・学校運営協議会(CAFE 会議)において、 いじめ問題を議題として扱い、いろいろな立 場の方々から意見を頂き、問題解決への糸口 を探る。
- ・インターネットモラルに関する資料を保護 者に配布し情報を提供するとともに、PTA 対象の研修会を実施する。
- ・外部の相談機関に関する資料を保護者に配 布し情報を提供する。

#### 学 校

#### いじめ対策委員会

- - ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめ を許さない環境づくり(校内研修の計画/宝施)を行う
  - ・いじめに関する情報(いじめの実態調査の実施/分析) や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と共有、
  - ・いじめ問題対策基本方針に基づき、検証、対策、改善を
- 〈いじめ対策委員会の開催時期〉
- ・学期に1回、年間3回以上実施する。
- その他、必要に応じて開催する。
- 〈いじめ対策委員会の内容の教職員への伝達〉
- ・職員会議。職員朝礼で伝達

〈いじめ対策委員会の構成メンバー〉

- 校外 学校運営協議員 (CAFE 委員) 校内
  - 校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、学年主 任、生徒支援コーディネーター、養護教諭 人権教育担当 (その他必要に応じて)

職 員

# 関係機関等との連携

#### ○連携機関名 I

岡山県教育委員会、倉敷市教育委員会

#### (連携の内容)

- ネットパトロールによる監視。
- ・保護者支援のための心理や福祉の専門家 (SC、SSW) の 派遣

〈学校側の窓口〉

教頭、生徒指導主事、生徒支援コーディネーター

○連携機関名Ⅱ

**食敷児童相談所** 

(連携の内容)

- ・保護者及び生徒への調査・相談、情報の共有等を含む後方支
- 〈学校側の窓口〉

生徒指導主事、生徒支援コーディネーター

○連携機関名Ⅲ

水島警察署 健全育成対策室

青少年育成センター 倉敷市子ども相談センター

倉敷少年サポートセンター

#### (連携の内容)

- 生徒指導主事連絡会での協議。情報交換。
- 非行防止/薬物乱用教室の実施。

## 〈学校側の窓口〉

生徒指導主事

# 全 教

# 1 いじめの防止

- 学 校 が 実 施 す 取 組 る ・人権教育の推進・・・一人ひとりの人権を大切にする教育を推進する。教職員がいじめ問題に関する理解を深め、対応力を高める。
- ・道徳教育の充実・・・お互いの個性や多様性を認めるなど、相手の気持ちを考え、行動できる思いやりの心を育てる。
- ・特別活動の充実・・・生徒の主体的な活動を推進する。体育会や文化祭などの学校行事を通して、校訓「自主・誠意・友愛」の精神を培うとともに、自己肯 定威や白己有用威を育てる。
- ・「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業づくり・・・生徒の自己決定の場を提供した授業づくりを行う。
- ・情報モラル教育の推進・・・インターネット等を使用するうえでの心構えや情報モラルを育む。

# ②早期発目

- ・日々の観察・・・「生徒のそばに立つ指導」を基本とする。生徒との信頼関係を築くとともに、小さな変化やSOSサインを察知する。
- ・生活ノートの活用・・・生徒との日々のやりとりを通して人間関係を築く。気になる内容に関しては、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。 担任だけでなく学年・生徒指導主事・管理職など、教員間で情報を共有し、チーム福中で対応する。
- ・教育相談・・・・普段から生徒との人間関係を築き、生徒が気軽に相談できる環境をつくる。学期に1回、教育相談週間を実施する。
- ・学校生活に関するアンケート・・・学期に1回行う。発見の手立ての1つであるという認識をもつ。

# ③いじめへの対処

- ・正確な実態把握と指導方針の決定・・・当事者や周りの生徒から情報収集し、時系列に記録を残しながら、継続的に取り組んでいく。
  - いじめ全体像の把握のため、組織で対応するため「いじめ対策委員会」を開催し、指導のねらいを明確にして、教職員の共通理解を図る。また、市教 育委員会とも連携を図る。
- ・生徒への指導・支援・・・いじめられた生徒を保護し、心配や不安を取り除く。いじめた生徒には「いじめは決して許されない行為である」という人権意識 をもたせる。保護者に直接会って具体的な対策を説明し、今後の連携について話し合う。
- 事後の対応・いじめられた生徒、いじめた生徒に対して・組織的に支援を行う。スクールカウンセラー等を活用するなど心のケアに努める。周りで見て いる生徒にも問題を投げかけ、心の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学校づくりを進めていく。

# いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行 為(イ ンターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

# 倉敷市立 福田中学校 いじめ問題への対策に関する年間計画

	会議、委員会等	学校が実施する取組		
		① いじめ防止の取組	② 早期発見の取組	③ いじめへの対処
4月	<ul><li>○職員会議</li><li>・基本方針、年間計画の確認</li><li>○いじめ対策委員会</li></ul>	<ul><li>○全校集会、学年集会</li><li>○学級づくりの取組</li></ul>	<ul><li>○日々の観察/生活ノート</li><li>○保護者懇談</li><li>(地域・家庭からの情報提供依頼)</li></ul>	<ul><li>○発生事案への対処</li><li>○対応手順の共通理解</li></ul>
5月	○職員会議 ○PTA 総会	○学力保障		○保護者へ基本方針の確認
6月	<ul><li>○学校運営協議会</li><li>・いじめ問題に関する意見 交換</li></ul>	○生徒会による「いじめについて考 える週間」の取り組み ○警察との連携による非行防止教室	○担任による教育相談 ○学校生活に関するアンケート	○アンケート集約とその対処
7月	<ul><li>○職員会議</li><li>○いじめ対策委員会</li></ul>	<ul><li>○学年集会、全校集会</li><li>○警察との連携による非行防止教室</li></ul>	○保護者懇談	
8月	○職員会議/職員研修	○学年集会、全校集会	○人間関係調査の分析、検討 (スクール・コネクテッドネス調査)	○調査結果の検討、対処
9月	○職員会議			
10 月	○職員会議	○学力保障	○教育相談	
11 月	○職員会議	○人権担当による人権集会		
12 月	○職員会議 ○いじめ対策委員会	○学年集会、全校集会	<ul><li>○保護者懇談</li><li>○学校生活に関するアンケート</li><li>○人間関係調査の分析、検討</li><li>(スクール・コネクテッドネス調査)</li></ul>	○アンケート集約とその対処
1月	○職員会議	○学年集会、全校集会	○教育相談	
2月	○職員会議 ○学校運営協議会 1年間を振り返って			
3月	○いじめ対策委員会 取組の検証 基本方針の検討	○学年集会(学年生徒指導)	○学校生活に関するアンケート	○アンケート集約とその対処

## 年間を通して、行う取組

早期発見の取り組み

- ・日々の観察/生活ノート。・毎月の職員会議や生徒指導部会での報告、情報共有。
- いじめ防止での取り組み ・道徳教育・人権教育の推進(道徳科や学級・HR 活動の充実)
  - ・休憩時などに校内巡視を行うなど、生徒を普段から見守る。・あいさつ運動(毎月2回実施)
  - ・長期欠席者などへの支援としてスクールカウンセラーの活用を促す。また、家庭との連絡を密にし、情報を得る。